令和7年度

秋田県の中小企業融資制度

（令和7年4月1日 現在）

●県融資制度の特徴

県が制度を定め、金融機関が信用保証協会の協力を得て融資を行う、中小企業のみなさんのための融資制度です

1. 信用保証協会の保証を受けることで、資金を円滑に調達できます
2. 保証料の一部を県が補助することで、利用者の負担を軽減しています
3. 資金の一部は県が金融機関に預けたもので、各資金を低利率としています

●ご利用いただける方

県内に事業所を有し、原則として1年以上※事業を営んでいる中小企業者又は組合

（※創業支援資金等については、この限りではありません）

【中小企業者】

資本金・従業員数のうち、いずれかに該当する方です　※ただし、次の業種については以下のとおりです

業　種	資本金又は出資金	従業員
小 売 業	5千万円以下	50人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

業　種	資本金又は出資金	従業員
ゴム製造業（注）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5千万円以下	200人以下

注：ゴム製造業については、一部例外があります

【特定非営利活動法人】

常時使用する従業員の数が次の要件を満たす方（雇用契約関係が無いボランティア等は従業員に含まれません）

業　種	従業員
製 造 業	300人以下
卸売業、サービス業	100人以下
小売業（飲食業を含む）	50人以下

※小規模事業振興資金小口支援枠、創業支援資金（女性・若者支援枠を含む）、再建企業特別融資資金を除いて原則全ての資金が利用可能です。

【組 合】

中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合、酒造組合、内航海運組合 など

秋田県中小企業応援キャラクター
がんばっけさん

秋田は
がんばる中小企業を
応援してるど！

秋田県 産業労働部 産業政策課

あんべいいな 秋田県
高 質 な 田 舎
AKITAVISION

●資金の種類

目的や状況に応じた８つの資金を用意しています

企業者が融資を受ける目的や状況	資　金　名	
一般的な事業資金が必要なとき、小規模企業者の方で事業資金が必要なとき、災害被害の復旧に資金を必要とするとき	中小企業振興資金	4･5頁
農林水産業分野に取り組むために、事業資金を必要とするとき	中小企業アグリサポート資金	4･5頁
売上の減少等経営状況が厳しい方、専門家の支援を受けながら事業革新などに取り組む方等であって、経営の安定を図るために事業資金を必要とするとき	経営安定資金	6･7頁
民事再生法・会社更生法による事業の再建、新たな事業への再チャレンジのために事業資金を必要とするとき	再建企業特別融資資金	6･7頁
新たな事業分野への挑戦、新規の開業・独立・分社化、事業承継、再生可能エネルギー発電事業への参入などのために事業資金を必要とするとき	新事業展開資金	6･7･8･9頁
生産性向上や規模拡大により、賃金水準の向上に取り組むために、長期安定的な事業資金を必要とするとき	賃金水準向上資金	10･11頁
中小企業組合及び組合員事業の近代化、合理化など経営改善又は海外貿易の促進のために事業資金を必要とするとき	中小企業組織融資資金	10･11頁
工場等を新増設する、又は空き工場等を活用して事業を行うため、用地及び設備の取得等の資金を必要とするとき	企業立地促進資金	10･11頁

４ページから11ページ上部の賃金水準向上資金までが信用保証協会の保証付き間接融資、10、11ページ下部がその他の間接融資です。詳しくは12ページ記載の「制度融資に関する問い合わせ先」にお問い合わせください

●申し込みの流れ

融資が実行されるまでの手順については、イラストの①～⑥の順に行われますが、取扱金融機関と信用保証協会による審査がありますので、事前にご相談されることをお勧めします。

融資を希望される方は、取扱金融機関（詳しくは12ページを参照）にお申し込みください。

また、資金によっては、県知事や市町村長、商工会議所・商工会・中小企業団体中央会等の認定・推薦等を必要とする場合がありますので、各機関にご相談ください。

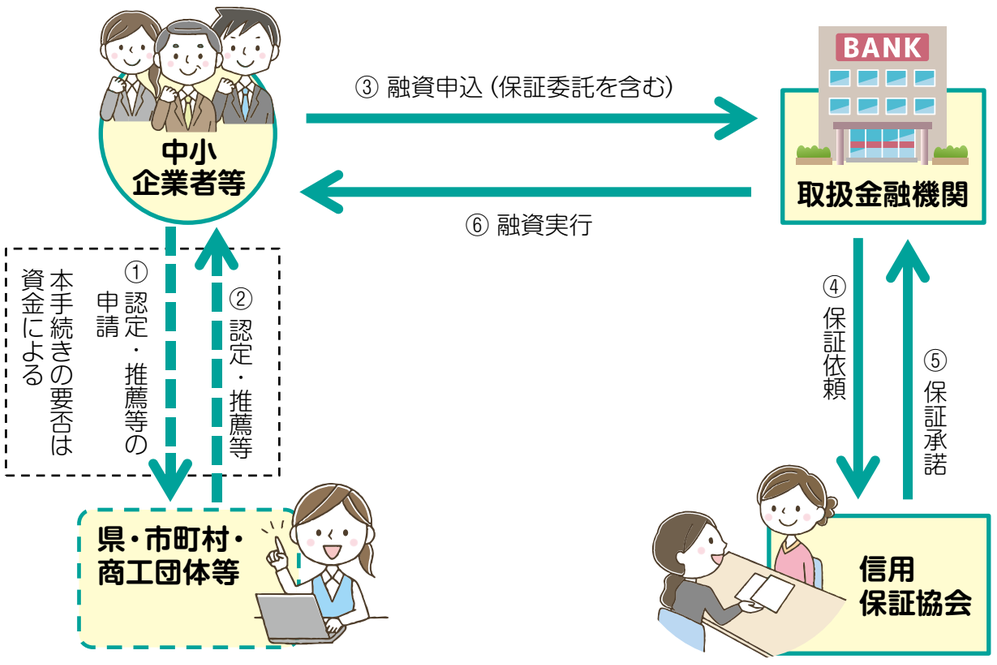

●保証制度について

信用保証協会と保証料

信用保証協会は、中小企業者のみなさんが金融機関から受ける融資を保証することで、資金繰りの円滑化を図るために設立された公的機関です。

中小企業者のみなさんが、保証を受けたときは信用保証協会に保証料を支払いますが、保証料は融資額に対する経営状況に応じた保証料率等で計算されます。

保証料補助について

大部分の資金について、県の保証料補助（最大1.90％）及び秋田県信用保証協会の協力により保証料を軽減しています。

また、利子補給や保証料に対する補助を独自に行っている市町村があります。軽減内容については、実施している各市町村や金融機関等にお問い合わせください。

セーフティネット保証

経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度です。認定の内容により１～８号まで分かれており、市町村長の認定（※）を受ける必要があります。

※セーフティネット保証の認定については、事業所の所在地を管轄する市町村で行っておりますので、詳しくは各市町村の商工担当窓口にお問い合わせください。

●事業者選択型経営者保証非提供制度について

保証料率の上乗せを条件に経営者保証を提供しないことを選択することができます。

ご利用いただける方

次の（１）～（５）をすべて満たす法人

法人の設立後最初の事業年度（設立事業年度）の決算がない法人の場合、（１）、（２）及び（３）は問いません。
設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合（３）は問いません。

（１）過去２年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること

（２）直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと

（３）次のいずれかを満たすこと

①直前決算において債務超過でない

②直前２期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない

（４）次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること

①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること

②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと

（５）保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること

対象となる資金

すべての資金が対象です。

（制度上、経営者保証を不要としている資金及び中小企業アグリサポート資金を除く）

保証料率

対象要件	直前決算において債務超過でない	直前決算において債務超過である
申込日の直前２期の決算のいずれかにおいて、減価償却前経常利益が赤字でない	所定保証料率＋0.25％	所定保証料率＋0.45％
申込日の直前２期の決算のいずれかにおいて、減価償却前経常利益が赤字である	所定保証料率＋0.45％	（対象外）
法人設立後２事業年度の決算がない	財務要件を問わず所定保証料率＋0.45％	

令和７年度　秋田県中小企業融資制度一覧 ❶

☆印の資金は、責任共有制度（保証割合：信用保証協会80%、金融機関20%）の対象外です

資金名			融資対象者	資金用途	限度額（百万円）	年利率	保証料率	貸付期間（年）	据置期間（年）	担保	保証人／備考
中小企業振興資金	一般資金	固定金利	県内で１年以上事業を営んでいる方	設備 運転	100	固定2.10% 変動1.85%	1.55%以下	10	設備　2 運転　1	必要に応じて	必要に応じて 小規模事業振興資金の申込先は、商工会議所・商工会
		変動金利						設備15 運転10			
		ＳＤＧｓ推進枠	上記資金を利用する方で、次のいずれかの認定又は登録を受けている方 経済産業省認定：健康経営優良法人 厚生労働省認定：えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール 県認定：秋田県ＳＤＧｓパートナー、秋田県版健康経営優良法人、えるぼしチャレンジ企業 その他：国や地方自治体の表彰制度　等			上記利率から0.20%減		固定金利 設備10 運転10 変動金利 設備15 運転10			
	小規模事業振興資金		県内で１年以上事業を営み、次のいずれかに該当する方 ①従業員数が20人（商業又はサービス業は５人。ただし、宿泊業、娯楽業は20人）以下で、特定事業を行う ②事業協同小組合で特定事業を行うこと、又はその組合員の３分の２以上が特定事業を行う ③特定事業を行う企業組合で組合員数が20人以下 ④特定事業を行う協業組合で従業員数が20人以下 ⑤医業を主たる事業とする法人で従業員数が20人以下 ただし①～⑤については、下記「小口支援枠」と併せて融資残高20百万円以内 ⑥特定事業を行う特定非営利活動法人で従業員数が20人（商業又はサービス業は５人）以下 ※特定事業とは、中小企業信用保険法第２条第１項第１号に規定する事業		20	2.10%	0.45%	10	設備　2 運転　1	必要に応じて	
		小口支援枠 ☆	上記①～⑤を満たし、かつ、次の事項に該当する方 既存の保証協会保証付き融資残高（根保証・当座貸越等は限度額）との合計で、20百万円以内となるもの			1.90%	0.50%			原則不要	
	中小企業災害復旧資金		災害によって直接的又は間接的な被害を受けた方 （市町村発行の罹災証明書又は公的機関発行の罹災証明書に準じる被害証明書等が必要）		30	1.50%	なし	10	1	原則不要	
	流動資産担保資金		県内で１年以上事業を営み、売掛債権や棚卸資産を保有する方		100	1.75%	0.68%	1	-	必　要 （在庫、売掛債権のみ）	不要
中小企業アグリサポート資金			県内において事業を営む中小企業者（個人事業主を除く）で農林水産業を行っている方、又はその計画を有する方	設備 運転	25	1.70%	0.60%	10	3	必要に応じて	原則として代表者 （事業者選択型非提供制度対象外）

令和７年度　秋田県中小企業融資制度一覧 ❷

☆印の資金は、責任共有制度（保証割合：信用保証協会80%、金融機関20%）の対象外です

資金名		融資対象者	資金用途	限度額（百万円）	年利率	保証料率	貸付期間（年）	据置期間（年）	担保	保証人／備考
経営安定資金	通常枠	県内で１年以上事業を営み、次のいずれかに該当する方 ①直近３ヶ月の売上高等が前年同期比で５％以上減少している ②直前決算において赤字を計上 ③倒産企業に対して50万円以上の売掛債権等を有している ④破綻金融機関と取引のある者として特定中小企業者の認定を受けた	設備 運転	80 対象④は別枠50	1.70%	1.55%以下	10	2	必要に応じて	必要に応じて 商工会議所・商工会の確認等が必要
経営安定資金	経営力強化枠	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方	設備 運転	280	1.70%	1.40%以下	設備 7 運転 5 借換10	1	必要に応じて	必要に応じて
経営安定資金	事業再生枠	私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画等の計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方	設備 運転	280	1.90%	0.30%	15	3	必要に応じて	必要に応じて 経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない
経営安定資金	原油・原材料等価格高騰対策枠	県内で１年以上事業を営み、製品等原価のうち主な原油・原材料等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない方	設備 運転	40	1.50%	1.40%以下	10	2	必要に応じて	必要に応じて
経営安定資金	危機関連枠　☆	経済産業大臣が認定する大規模な経済危機、災害等に際し、経営の安定に支障を生じていることについて市町村長の認定を受けた方	設備 運転	※認定された経済危機等の状況に応じて決定します。						
再建企業特別融資資金	事業再生資金　☆	次の①～④のいずれにも該当する方 ①次の（１）又は（２）のいずれかに該当する （１）再生事件又は更生事件が係属している （２）民事再生法第188条第１項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた ②再生計画の認可又は更生計画の認可の決定が確定した後3年を経過していない ③金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められる ④償還が見込まれる	設備 運転	200	金融機関所定	1.20%	10	－	必要に応じて	必要に応じて 再起支援資金の限度額は、創業支援資金（女性・若者支援枠を含む）と合わせた額 不動産取得費は設備資金の対象外
再建企業特別融資資金	再起支援資金　☆	次の①及び②に該当し、かつ、③（１）～（３）のいずれかに該当する方 ①過去に自ら営んでいた事業をその経営状況の悪化により廃止した経験を有する方、又は過去に経営状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員だった方 ②上記事業廃止の日又は解散の日から5年を経過する日前に本資金の申込みを行う ③（１）事業を営んでいない個人が、県内で新たに事業を開始しようとする具体的計画を有している又は事業開始後、５年を経過していない （２）事業を営んでいない個人が、県内で新たに会社を設立しようとする具体的計画を有している又は会社設立後、５年を経過していない （３）事業を営んでいない個人が、県内で新たに開始した事業を承継する会社を設立し、当該事業開始後、５年を経過していない	設備 運転	35	金融機関所定	0.70%	10	2	不要	
新事業展開資金	再生可能エネルギー産業参入支援資金	再生可能エネルギー発電設備を設置する方、又は同設備に関連する事業を行う方	設備 運転	280	1.45%	なし	15	3	必要に応じて	必要に応じて
新事業展開資金	再生可能エネルギー設備資金	再生可能エネルギー発電設備を設置し、主として発電事業を行う者として、秋田県知事の認定を受けた方	設備	200	1.45%	1.07%	15	3		

令和７年度　秋田県中小企業融資制度一覧 ❸

☆印の資金は、責任共有制度（保証割合：信用保証協会80％、金融機関20％）の対象外です

	資金名	融資対象者	資金用途	限度額（百万円）	年利率	保証料率	貸付期間（年）	据置期間（年）	担保	保証人／備考
新事業展開資金	事業革新資金	県内で１年以上事業を営み（⑥～⑩を除く）、次のいずれかに該当し、商工会議所又は商工会から認定等を受けている方 ①「事業転換・多角化」「新市場進出」「海外進出」「第二創業」を行う ②中小企業等経営強化法に基づく計画等の承認を受け、実施する ③あきた企業活性化センターが行う所定の事業の認定・採択を受けた ④商店街活性化の基本方針に沿って、空き店舗の取得・改造・改装等を行う ⑤地域観光振興計画に基づく事業を行う ⑥特許法に基づく特許技術を有し、その実用化のための事業を行う ⑦所定の研究機関で共同開発した技術・製品の実用化等のための事業を行う ⑧農商工等連携促進法に基づく計画等の認定を受け、実施する ⑨「環境調和型産業集積支援事業」の認定を受け、当該事業を行う ⑩異なる二者以上の企業者が連携して事業を行う	設備 運転	100 対象⑨は200 対象⑩は50	1.45%	0.60%以下	10	3	必要に応じて	必要に応じて 商工会議所・商工会の確認等が必要
	賃金水準向上枠	上記①に該当し、賃金水準向上計画を策定する方		200		なし				
	創業支援資金　☆	次のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人が、県内で新たに事業を開始しようとする具体的計画を有している又は事業開始後、５年を経過していない ②事業を営んでいない個人が、県内で新たに会社を設立しようとする具体的計画を有している又は会社設立後、５年を経過していない ③会社が事業を継続しつつ、県内で新たに会社を設立しようとする具体的計画を有している又は会社設立後、５年を経過していない ④事業を営んでいない個人が、県内で新たに開始した事業を承継する会社を設立し、当該事業開始後、５年を経過していない 【経営者保証を不要とする国の全国統一制度対象資金】 ⑤ ②～④に該当する方 （税務申告１期末終了の場合、創業資金の１／10 以上の自己資金を要する）	設備 運転 （不動産取得資金を除く）	35 ※1	1.45% （創業塾等修了者・移住後３年以内は1.25%）	0.60% （対象⑤は0.80%）	10	3 （対象⑤は１年※2）	不要	必要に応じて 創業支援資金⑤及び女性・若者支援枠②は不要 商工会議所・商工会の確認等が必要 ※１　限度額は、再起支援資金と合わせた額 ※２　金融機関のプロパー融資の利用がある場合は据置期間３年以内
	女性・若者支援枠　☆	①上記①～④のいずれかに該当する女性又は35歳未満の方 【経営者保証を不要とする国の全国統一制度対象資金】 ②上記⑤に該当する女性又は３５歳未満の方		25 ※1	1.25%	なし （対象②は0.20%）		3 （対象②は１年※2）		
	事業承継資金	①下記要件に該当するとして、商工会等の推薦を受けた方 （１）破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始、特別清算開始又は金融機関の取引停止処分が発生した企業から事業の全部又は一部の譲渡を受けて当該事業を行う者であって、事業開始後、１年を経過していない （２）事業の全部又は一部を取りやめる企業から事業の全部又は一部の譲渡を受けて当該事業を行う者であって、事業開始後、１年を経過していない （３）事業承継により従業員等が代表となり、１年を経過していない法人（新代表が旧代表の三親等以内の親族である場合を除く） ②経営承継円滑化法第12条第1項各号の規定による秋田県知事の認定を受けた方	設備 運転	100 対象②は200	1.45% （事業引継ぎ支援センター支援案件等は1.25%）	なし	10	3	必要に応じて	必要に応じて 対象②のうち、同法第１２条第１項第１号ハは不要 商工会議所・商工会の確認等が必要
	経営者保証特別枠（国の全国統一制度対象資金）	①次の（１）又は（２）に該当し、かつ、（３）に該当する方 （１）信用保証協会の保証申込受付日から３年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 （２）令和２年１月１日から令和７年３月３１日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から３年を経過していない法人 （３）下記ア～エまでに定める全ての要件を満たしている法人 ア．資産超過である イ．EBITDA有利子負債倍率が１５倍以内である ウ．法人・個人の分離がなされている エ．返済緩和している借入金がない ②経営者円滑化法第１２条第１項第１号ニの規定による秋田県知事の認定を受けており、かつ、上記ウ及びエを満たしている法人	旧債返済※3 設備 運転 （対象②は旧債返済のみ）	200 対象②は別枠200	1.45% （経営者保証コーディネーターの確認がある場合、1.25%）	なし	10	1		不要 申込は、既に与信取引のある金融機関に限定 ※３　対象①（１）は、個人保証を提供している既往借入金の返済資金、対象①（２）又は②は、事業承継前における個人保証を提供している既往借入金の返済資金が対象

令和７年度　秋田県融資制度一覧 ④

☆印の資金は、責任共有制度（保証割合：信用保証協会80％、金融機関20％）の対象外です

資金名	融資対象者	資金用途	限度額（百万円）	年利率	保証料率	貸付期間（年）	据置期間（年）	担保	保証人／備考
賃金水準向上資金	県内で１年以上事業を営んでいて、直近の決算において、次の表の純資産総額のいずれかに該当し、①または②のいずれか１項目および③または④のいずれか１項目を満たし、かつ賃金水準向上計画を有する企業（「会社」に限る） 純資産額：5,000万円以上3億円未満／3億円以上5億円未満／5億円以上 ①自己資本比率（いずれか１項目）：20%以上／20%以上／15%以上 ②純資産倍率（いずれか１項目）：2.0倍以上／1.5倍以上／1.5倍以上 ③使用総資本事業利益率（いずれか１項目）：10%以上／10%以上／5%以上 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオ（いずれか１項目）：2.0倍以上／1.5倍以上／1.0倍以上	設備 運転	560	金融機関所定	なし	7	－	原則として、保証金額が２億円を超える場合は担保が必要	不要

（信用保証協会の保証付き融資以外の間接融資）

資金名	融資対象者	資金用途	限度額（百万円）	年利率	貸付期間（年）	据置期間（年）	担保	保証人／備考
中小企業組織融資資金	中小企業組合（中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律又は商店街振興組合法に基づいて組織されたもの）及びその組合員	設備 運転	組合 500 組合員20	商工中金所定利率の0.5%減	設備10 運転 7	－	取扱金融機関の定めによる	保証人は取扱金融機関の定めによる 取扱金融機関は商工組合中央金庫
企業立地促進資金	次の１、２又は３に該当する企業で、資本の額又は出資の総額が１千万円以上の企業（中小企業要件はありません） 1　日本標準産業分類（令和５年７月27日総務省告示）に掲げる以下の業種に属する次のいずれかの企業（カッコ内は産業分類番号） ①誘致企業であって、誘致決定後、原則として３年以内に工場等を建設するもの。 ②地場企業であって、当資金に係る事業により雇用者数が増加するもの。 製造業（大分類Ｅ）、ソフトウェア業（391）、倉庫業（47）、デザイン業（7261）、機械設計業（7431）、梱包業（484）、商品検査業（7441）、電気業（331）、機械等修理業（901、902）、産業用設備洗浄業（9292）、ガス製造業（3411）、産業用機械器具賃貸業（7021）、熱供給業（351）、その他知事が必要と認めた業種 2　県工業団地を取得する（した）次のいずれかの企業 ①県外企業であって、操業開始後１年以内に従業員10人以上で、工場集積の拡大を促進できるもの。 ②地場企業であって、当該融資に係る事業により雇用者数が増加するもの。 3　賃金水準向上計画を有する企業 給与支給総額及び初任給年率2.0％増を３年以上実施するための計画を策定し、取扱金融機関の確認を受けたもの。	工場等の新増設、又は空き工場等を活用して事業を行うことに係る用地及び設備の取得等に要する費用に充てるための資金 かつ 操業時までの投下固定資産額が１億円（空き工場等を活用して事業を行うことに係るものは２千万円、ソフトウエア業にあっては１千万円）以上	一般：10億円（空き工場等を活用して事業を行うものについては５億円）を上限として、投下固定資産額の50％まで ※要件充足で限度額を投下固定資産額の60％（10億円以内、空き工場等活用は５億円以内）とする上乗せあり 先端／輸送機／アグリ／電気業／賃金水準向上：10億円（空き工場等を活用して事業を行うものについては５億円）を上限として、投下固定資産額の60％まで ※要件充足で限度額を投下固定資産額の70％（10億円以内、空き工場等活用は５億円以内）とする上乗せあり	1.15％（輸送機、アグリ、電気業、賃金水準向上は1.05％）	15	2	取扱金融機関の定めによる	保証人は取扱金融機関の定めによる 取扱金融機関は秋田銀行、北都銀行、秋田信用金庫、羽後信用金庫、秋田県信用組合

セーフティネット保証を利用する場合の利率と保証料率

（単位：％）

資金名			通常		セーフティネット1～4、6号		セーフティネット5、7、8号	
			年利率	保証料率	年利率	保証料率	年利率	保証料率
中小企業振興資金	一般資金	固定金利	2.10	1.55以下	1.90	0.88	2.10	0.76
		変動金利	1.85		1.65		1.85	
	一般資金（SDGs推進枠）	固定金利	1.90		1.70		1.90	
		変動金利	1.65		1.45		1.65	
	小規模事業振興資金		2.10	0.45	1.90	0.50	2.10	0.45
		小口支援枠	1.90	0.50			1.90	0.50
	中小企業災害復旧資金		1.50	0.00	1.30	0.00	1.50	0.00
	流動資産担保資金		1.75	0.68	－	－	－	－
経営安定資金	通常枠　（①、②受注減）		1.70	1.55以下	1.50	0.88	1.70	0.76
	〃　（③連倒）					0.50		0.45
	〃　（④金融破綻）		－	－	1.50	0.88	－	－
	経営力強化枠		1.70	1.40以下	－	－	1.70	0.50
	事業再生枠		1.90	0.30	－	－	－	－
	原油・原材料等価格高騰対策枠		1.50	1.40以下	－	－	1.50	0.56
	危機関連枠		所定	0.80以下	－	－	－	－
新事業展開資金	事業革新資金		1.45	0.60以下	1.25	0.70	1.45	0.60
		賃金水準向上枠		0.00		0.00		0.00
	創業支援資金		1.45	0.60※	※経営者保証を不要とする場合は0.80			
		女性・若者支援枠	1.25	0.00※	※経営者保証を不要とする場合は0.20			
	事業承継資金		1.45	0.00	1.25	0.00	1.45	0.00
	再生可能エネルギー産業参入支援資金		1.45	0.00	－	－	1.45	0.00
	再生可能エネルギー設備資金		1.45	1.07	－	－	－	－
賃金水準向上資金			所定	0.00	－	－	－	－
中小企業アグリサポート資金			1.70	0.60	－	－	－	－
再建企業特別融資資金	事業再生資金		所定	1.20	－	－	－	－
	再起支援資金		所定	0.70	－	－	－	－

セーフティネット保証は、中小企業信用保険法第２条第５項各号（１～８号）の適用者に対し、保証限度額の別枠化等を行う制度です。なお１～４、６号は、保証協会100％の保証割合になります。

●取扱金融機関

秋田銀行　北都銀行
青森みちのく銀行　岩手銀行
東北銀行　北日本銀行
山形銀行　きらやか銀行
七十七銀行　みずほ銀行
三菱ＵＦＪ銀行
秋田信用金庫　羽後信用金庫
秋田県信用組合　あすか信用組合
ＪＡ秋田しんせい　ＪＡ秋田ふるさと
ＪＡ秋田なまはげ
商工組合中央金庫

●融資制度に関する問い合わせ先

■秋田県 産業労働部 産業政策課
〒010-8572　秋田市山王3-1-1（県庁第二庁舎3階）　Tel.018-860-2215

■秋田県信用保証協会　https://www.cgc-akita.or.jp/
秋田東営業室・西営業室
〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47（秋田県商工会館2階）　Tel.018-863-9016
大館支所　〒017-0897 大館市字三の丸90　Tel.0186-49-2281
能代支所　〒016-0817 能代市上町6-28　Tel.0185-54-2377
本荘支所　〒015-0821 由利本荘市肴町66-4　Tel.0184-22-5330
大曲支所　〒014-0051 大仙市大曲浜町2-2　Tel.0187-63-1811
横手・湯沢支所　〒013-0022 横手市四日町2-8　Tel.0182-32-2361

■各地区商工会議所・商工会・商工会連合会・中小企業団体中央会

■あきた企業活性化センター　http://www.bic-akita.or.jp/
〒010-8572 秋田市山王3-1-1（県庁第二庁舎2階）　Tel.018-860-5610

■各地域振興局　総務企画部　地域企画課（各地方総合庁舎内）